

議事録

会議の名称	平成27年度 第3回 西東京市総合教育会議
開催日時	平成27年11月2日午前10時30分から午前11時50分まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎庁議室
出席者	市長、前田教育長、竹尾教育長職務代理者、宮田教育委員会委員、森本教育委員会委員、高橋教育委員会委員、米森教育委員会委員 (事務局) 副市長、飯島企画部長、小関企画政策課長、水谷企画政策課企画政策担当主事、櫻井教育部長、南里教育部特命担当部長、早川教育企画課長、倉本教育企画課企画調整係長、和田教育企画課企画調整係主査、田中教育指導課長、西川統括指導主事、渡部教育支援課長、宮崎教育支援課教育相談係長、金谷子育て支援部長、日下部子ども家庭支援センター長 (傍聴人) 5人
議題	1 開会 2 教育に関する重点施策について (1) いじめの対策について (2) 虐待の対策について 3 その他
会議資料の名称	資料1 西東京市いじめ防止対策推進条例の骨子 資料2 (仮称) 西東京市いじめ防止対策推進条例策定に向けて (案) 資料3 いじめに係る学校の取組状況について 資料4 児童虐待に係る子ども家庭支援センターの取組状況について 資料5 児童虐待防止に関わる教育委員会の取組み 参考資料1 「ふれあい(いじめ防止強化)月間」(平成27年度第1回)の実施及び実施後の調査について(依頼) 参考資料2 いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童・生徒の自殺予防について(通知) 参考資料3 いじめ問題への組織的な対応について(通知) 参考資料4 西東京市立中学校生徒の死亡事案検証委員会報告書【概要版】 参考資料5 西東京市立中学校生徒の死亡事案に係る父親の判決結果について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
○発言者名： 発言内容 <午後10時30分開会>	

○市長：

ただいまから、第3回西東京市総合教育会議を開会します。
本日の議題は、「西東京市の教育に関する重点施策について」としています。

○市長：

本日の会議は、西東京市総合教育会議会議規則に基づき、公開します。
傍聴については、西東京市総合教育会議傍聴要領に基づき、入室を認めます。

○市長：

本日は、報道機関から撮影等の取材の依頼がありましたので、冒頭3分間の撮影を許可します。

○市長：

会議の議事録については、発言者の発言内容ごとの要点記録とします。

次第1 開会

○市長：

総合教育会議につきましては、4月10日、4月21日に続き本日が第3回目となります。教育委員会制度の抜本的な改革の1つとして、首長と教育委員会との連携強化等を図るために、本年度、新たに設置した会議です。

これまで、4月に実施しました2回の会議におきまして、教育委員の皆様と協議・調整を行い、5つの基本方針に沿って、西東京市教育に関する大綱の策定、また、西東京市の教育に関する重点施策を定めました。

この間、いじめ、そして虐待について、それぞれ対応を進めてきたところです。特に虐待につきましては、市長部局と教育委員会との連携強化や関係部局の体制整備等を進め、対応策について検討を進めてきました。

本日は、重点施策として位置づけた、いじめの対策、そして虐待の対策、この2つの取り組みにつきましては、皆様と情報を共有するとともに、意見交換をさせていただきたいと思えます。

次第2 教育に関する重点施策について

(1) いじめの対策について

○市長：

4月の総合教育会議では、いじめ防止対策推進条例の制定に向け検討を進めることとし、教育委員の皆様と方向性を確認しながら、取り組んでまいりました。

そうした中、本年7月、岩手県矢巾町の中学校生徒の学校でのいじめが原因とされる自死事案が報道されています。また、本市におきましても、昨年7月、悲しい事案が起きています。

自治体の長といたしましては、このようなことが二度と起こらないよう、早急に、学校現場のみならず、市全体として必要な手だてを講じなければならないという強い決意を再確認いたしました。

現在、いじめ防止対策推進条例の制定に向けて手続が進められていますが、改めて条例の骨子等について教育委員会からの報告をお願いします。

○教育長：

平成25年に制定されたいじめ防止対策推進法や平成26年に制定された東京都いじめ防止対策推進条例を受けて、西東京市といたしましても同様の条例を制定するか否か、制定するのであればどのような条例にするか等、いじめ防止対策検討委員会を設置し、検討してまいりました。

4月の総合教育会議で制定についての方向性が決定されたことを受け、それまで教育部を中心とした検討委員会であったものを、企画政策課や、総務法規課の管理職も委員に迎え、また、子育て支援課とも調整を図りながら策定事務を進めてまいりました。現在、骨子案のパブリックコメントを終えて、明後日、教育委員会に条例案を上程する運びになっています。

いじめ防止対策推進条例骨子につきまして、事務局から説明いたします。

(事務局説明)

資料1、2

○市長：

それでは、いじめ防止対策推進条例について、皆様のご意見等をお願いします。

○米森委員：

骨子の前文で、市民憲章を引きながら、市としての基本的な理念や姿勢を高らかに宣言していますので、このような形は新しい手法と考えられますし、中身も大事になってくると思います。

協議会と委員会について、実際のいじめが生じた場合の役割をもう少し詳しく教えてください。

○統括指導主事：

西東京市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめに関する機関及び団体との連携を重視しています。学校と教育委員会、また、警察、児童相談所と連携を図り、学校のいじめ防止の取り組みや今後どのように行っていくかの対策等について協議を深め、学校でのいじめがなくなるように取り組むものです。

○米森委員：

定期的開催されますか。

○統括指導主事：

定期的開催していきます。

西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会については、いじめ防止のための対策を実行的に行うための附属機関として、いじめ防止のための対策の推進、重大事態が発生した場合の調査・報告をおこないます。

西東京市いじめ問題調査委員会については、市長の附属機関となりますので、重大案件が起きた際のいじめ問題対策委員会の調査内容について再調査するという委員会です。この委員会では、重大事態が起きた場合に設置する委員会になります。

○森本委員：

どのレベルまでいったら重大事態というふうに認識されるのか、事務局ではどのように捉えられていますか。

○教育指導課長：

生命に重大な被害が及んだもの、あるいは大きなけが等の問題が起きたもの、また、長期欠席に発展したようなものと示しておりますが、その長期欠席がどのぐらいなのかという基準はありませんので、今後、現在の状況を見ながら判断していくものと考えております。

現在は、長期欠席に発展したという報告は受けておりませんが、内容によっては、状況が悪化する前に報告すべきものもありますので、そのあたりは少し幅を持たせて考えていきたいと思っております。

○森本委員：

本人にとっては全てが重大なことだと思います。結果としての表れ方は様々ですが、本人にとって先の人生を考えたときにとっても大切なことであると思っておりますので、適切な判断をして、適切な対応をとっていただきたいと思います。

○米森委員：

いじめの表れとして不登校という事態も考えられます。何か西東京市で、不登校自体にルール等を定めて、特段の取り組みを行っていることはありますか。

○教育指導課長：

不登校については、各小中学校に都の制度に基づくスクールカウンセラーがおりますので、その制度の中でしっかりと取り組んでいますが、西東京市の独自ルールも定め、子どもが休み始めたところで家庭訪問を行い、状況等をしっかり確認するような制度の運用を開始しています。

○高橋委員：

今回のいじめ防止対策推進条例の骨子について、前文に、これまでの西東京市の教育、取り組みの流れも組み込まれており、市民憲章も示されています。また、言葉の端々に、確実にいじめを許さない心を育む教育、取り組みを推進していくという市の強い決意が感じられたので、非常によい条例になるのではないかと思います。

それから、この条例をもとに、今後いかに有効的な方策を推進できるかが重要になると思っております。

今後は、いじめも多様化していくと思っておりますので、その防止と早期発見のための具体的な手だてについて、常に新しい切り口を、各国やいろいろな現場を調査・研究して考え、取り組んでいただきたいと思います。

○市長：

今、法、条例、そして、その後に考えている基本方針の話もありましたが、考え方を事務局から説明してください。

○教育指導課長：

基本方針は条例制定後に早急に策定したいと考えています。パブリックコメントを行う予定ですが、基本方針には、より実効性のある、具体化されるものの記載を心がけていきたいと思っております。

例えば、「保護者の役割」「学校の役割」をわかりやすく、あるいは少し奥深く記載していく方向で考えています。

○高橋委員：

例えば、理念の中に、「主体的に行動できる児童」という言葉がありますが、具体的に子どもたちに啓発していくかということも方針の中で決めていくということでしょうか。

○教育指導課長：

いじめというのが学校の子どもたちの社会の中で起きるものですから、子どもたちが主体的に考えることは重要です。そして、教員だけがそれを正していくのではなく、みずから自分の問題として捉え考えていくことは大変大切だと思いますので、今、委員からいただいた意見を踏まえまして、基本方針の中に盛り込んでいきたいと考えております。

○宮田委員：

基本理念の中に、「学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として」とありますが、この内外という中には、学校だけでなく、児童館等も十分含まれると思いますが、インターネット等の普及を鑑みると、市の子どもたちを守るためには、市の中の施設だけではなく、市外まで含めた広範囲な視点で考えていくことも必要と考えます。

○教育指導課長：

学校の中だけではなく、児童館や公園など、さまざまな担当所管と十分な情報連携や行動連携を図る必要があると思います。そのあたりも今後基本方針の中で考えていきたいと思っております。

また、さらに広範囲となるネットいじめ等については、現代的な大きな課題だと思いますので、他自治体の情報等を集めながら、しっかりと考えていきたいと思っております。

○宮田委員：

児童館等の市内での連携等は問題対策協議会等で対策ができると思いますが、インターネット等を用いた広範囲のものは、専門家も含めて検討しておく必要があると思います

他の自治体においても対応が追いついていないのが現状であると思いますので、条例制定を機に、他市に対しても先行事例になるような内容となるよう考えていただきたいと思っております。

○森本委員

この前文の中にも、「児童等が主体的にいじめについて考え、行動することができるようにするため」というような文章も入っているように、いじめの当事者は子どもたち自身だと思いますので、条例について、子どもたち自身が考えていく場があるといいかと思っております。

○教育指導課長

12月2日、中学校の生徒会サミットを保谷庁舎で予定しております。その中で、学校の校長会と連携し、この条例を取り上げ、しっかりと子どもたちに考えさせ、話し合う機会を設けています。

これにより、私たちの気がつかない、子どもの中の意見、あるいは自分たちの意思表示があると思っておりますので、そのあたりも踏まえ、基本方針に反映させていきたいと思っております。

○市長：

森本委員、今のサミットのイメージは大体わかりましたか。

○森本委員：

やはり子どもたち自身が話し、考えてくれることはとても大切であると思っております。いじめは

いけないことを子どもたちにしっかりと正しく伝えるために、子どもたち自身が、少しでも関わったという意識があると、条例の意味もよりよくなってくると思います。

○宮田委員：

保護者の何気ない一言が子どもたちに蔓延し、それがあつ種のいじめにつながることも考えられます。この骨子を活かし、保護者に対してもPTA活動等を通じていじめ対策に関する意識向上を目的としたPR等の対策を考えていただきたいと思ひます。

○森本委員：

各自治体において、子どもの権利条約に関する子ども条例のようなものを制定している市が散見されますので、子どもたちの人権について、子どもたち自身がしっかりと認識していくことは重要であると思ひます。本市においても、権利条約をそのまま運用するのではなく、本市独自の子どもの条例のようなものがあると思ひます。

いじめや虐待は全て人権侵害であつて、それが当事者である子どもたちにも自身に人権があることを自覚できるようなものを市として考えていつていただきたいと思ひますが、市長としては何か考えはござひますか。

○市長：

子どもの権利条約に関する理念は、今後も継続していくべきだと思ひます。私もいじめや虐待を受けた子どもと関わつた経緯もありますので、子どもの権利というものは大変重要であると認識しています。権利というものに関する考え方や方向性につまましては、今後も所管の担当と考えるていきたいと思ひます。

○市長：

ほかに皆様から意見等ござひますか。
(意見等なし)

○市長：

今年度、これまでの取組みや成果等につつまして、事務局から報告をお願いします。その報告を受け、またご意見等をいただき、今後さらに何が進められるかをご協議いただきたいと思ひます。

○教育長：

いじめにかかわる学校の取組については、各校においていじめ防止対策推進法に基づき積極的に取り組んでまいりました。

教育に関する大綱では、西東京市の教育に関する重点施策の1つとして、いじめの対策が挙げられ、児童・生徒の生命や心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を及ぼすいじめの問題を克服することを目指し、いじめの防止等のための取組みを総合的に推進しているところではす。

教育委員会としましては、各学校におけるいじめ問題の組織的な取組みについて徹底を図つております。

詳細な内容等について、事務局から説明させていただきます。

(事務局説明) 資料3、参考資料1、2、3

○市長：

事務局から説明がありましたが、これに関しまして、ご意見等がありましたら、お願いします。

○高橋委員：

資料3の2番目の「いじめ問題への対応に関わる日常的な学校の取組」について、4項目目の「教育課程届の『指導の重点』」の取り組みの部分で、小学校と中学校で行っていない学校がありますが、これはなぜでしょうか。

○統括指導主事：

教育委員会として「指導の重点」を何点か挙げておりますが、このときの内容には、学校で特にいじめ問題を必ず明記するよう指示していないためです。ただし、学校としましては、書いていないからおこなっていないわけではなく、確実にいじめ問題に対しては取り組んでおります。

今後の教育課程届につきましては、そのあたりも踏まえて考えていきたいと思っています。

○教育指導課長：

教育課程は各学校で編成されますので、やはり重大な課題については比較的記載する学校が多いです。ただし、今後条例が制定される可能性が非常に高いですので、次年度の教育課程には、この条例や基本方針を踏まえ、重点事項に記載する形をとり、学校にも方針等を浸透させていきたいと考えています。

○森本委員：

昨年度1年間で、小学校が123件、中学校は29件の認知件数があり、今年はまだ半年ですが、小学校が20件、中学校9件と、すごく少なくなっています。これは何か調査方法の違いがありますか。

○教育指導課長：

これは6月のふれあい月間のときに実施した調査になり、6月の1カ月間の数になっています。現在、4、5、6月の件数を調査をしております。

○森本委員：

例えば26年度の123件というのは、月々の認知件数の平均ですか、それとも1年間の合計ですか。

○統括指導主事：

1年間の件数です。

○森本委員：

例えば、4月、5月がわからないというのは、この6月の件数とはまた全然別のことが4月、5月にあったということですか。

○高橋委員：

平成27年度の6月の14件というのは、6月に調査したときに14件あったということで、4月と5月については、今、わからないということでしょうか。

○教育指導課長：

今までは教育委員会としてリアルタイムに認知件数をつかむということが、システム上不可能で、東京都の調査等による、特定時期や期間での把握しかしておりませんでした。今回、大きな事件を受けて、9月以降は全てのいじめと認知した案件については教育委員会のスクールアドバイザーに届け出ることとしましたので、9月というのはスクールアドバイザーのところに連絡された件数です。

現在は、月ごとにリアルタイムで、何件進行し、何件が未解決であるかが把握できるようになり、重大案件については、すぐに行動できるよう新たなシステムを構築し運用しています。

今回の資料では、網かけのところについては件数がわからない状況になっており、長期間にわたっている事案は、1年間の総数としての把握以外はできておりません。

○宮田委員：

資料3に小学校が6月に14件、9月に6件と出ていますが、いじめは6月一カ月で14件あって、9月にある6件とは、別件ですか。

○統括指導主事：

6月では、学校の指導で解決されています。9月でも、同様の件がまた起これば、それは1件としてカウントされます。

○宮田委員：

同じ案件が1年続くと12件とカウントされるということですか。

○統括指導主事：

解決して、また同じ案件が発生すればそのようになります。

○市長：

今の説明でよろしいですか。

○宮田委員：

どのようにカウントするかは決めておいた方がよいと思います。実数は3件でも毎月カウントすると年間で36件になるので、印象が変わってきます。

○教育指導課長

件数を把握し、繰り返しにならないような指導をしていくことが重要だと思います。私たちは件数とともに、何人の子どもがいじめられ、何人の子どもたちがそれにかかわったということ把握し、それを全て解決していく取り組みを進めています。

調査方法は、国の問題行動調査あわせていますが、今後の集約方法については、実効性のあるものに変えていかなくてはならないと思いますので、現在何件が進行していて、何件が解決されているのかということがわかるような形に工夫していきたいと思っています。

○宮田委員：

個別の内容を把握した上で判定を行い、正確で適正な件数を把握する必要があると思います。

○教育指導課長：

関係している人をしっかりと把握することが、子どもに沿った指導になると思います。学校

や学年、担任名や相手の人数などの細かな情報で把握しているので、今後もこの制度を活用しながら、解決していきたいと思っています。

○米森委員：

資料3で「長期間」という言葉がありますが、具体的にはどれくらいの期間ですか。また、長期的な事案が発生したと認められた場合、新たな対策をおこなうための機関を設けたり、新たな方策を実施したりしますか。

○教育指導課長：

西東京市では、15日間という決まりをつくっています。「長期間」については、西東京市として2週間以上ははじめを継続させないという、学校の校長会と教育委員会との共通理解の中でつくり出したルールです。

対策については、期間に関係なく、見つけたらすぐに解決することを目指して学校とともに頑張っていきたいと思っています。

○宮田委員：

様々なことを想定して、1週間連続欠席という決まりにこだわらず、出席率が悪いケースなども含め、細やかに対応していただけたらと思います。

○高橋委員：

資料3の裏のいじめの態様について、4項目以外にもあると思いますが、その中に、深刻な状況のもの、例えば金銭のやりとりといったことも発生していますか。

○教育指導課長：

盗難や恐喝等に限定した質問ではないですが、物を壊される等の案件が小学校では2件、中学校では3件あります。恥ずかしいことや危険なことをされたり、させられたりする案件は、小学校で1件発生しています。

当然、これから有効な方策をとるために少ない件数であっても目を向けていくことが重要であると考えています。ただ、インターネットを介しているものは、調査上は10件以下となっていますが、見えていない部分も多いと思いますので、しっかりと方策を講じなければならないと考えています。

○高橋委員：

自殺につながってしまういじめは、重大で深刻なものなので、その対応はとても大事になりますので、情報共有を適切にお願いします。

○市長：

いじめ防止条例の今後の進め方も含め、12月議会に上程し、来年4月の施行を予定している状況です。

また、条例制定に向けての基本方針の中に様々なことが盛り込まれてくるとと思いますので、またご意見等がございましたらよろしくお願いします。

ほかに皆様から意見等ございますか。

(意見等なし)

○市長：

条例に向けて、教育長から何かありますか。

○教育長：

教育委員会としましては、今日の議論、それから市長の思いを受けとめまして、条例制定手続を進めさせていただきます。あわせて、いじめの未然防止、早期対応・早期解決に向けた取り組みにつきましては、全力で取り組みたいと思います。

(2) 虐待の対策について

○市長：

虐待につきましては、昨年の7月30日に本市で起きました事件について、先日、司法から懲役6年という判決が言い渡されました。我が市におきましては、昨年7月30日以降、9月に検証委員会を立ち上げ、4月30日には、再発防止に向けた検証結果報告を受けたところです。

教育委員会とともに、この取り組みを進めていますが、本日はその取り組み状況を確認し、共有したいと思います。

(事務局説明) 資料4、5、5-1、5-2、5-3、5-4、参考資料4

○市長：

虐待について事務局から報告を受けましたが、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

○宮田委員：

研修もほとんどの先生方が参加しており、非常によい対応だと思っています。研修の内容は、その後テストやレポート提出等まで求めているのですか。

○子ども家庭支援センター長：

子ども家庭支援センターの関係職員全員を対象とした研修については、聞くだけのものです。ただ、そこでの質問をアンケートとして記入してもらい、それに対して回答したものを参加者に共有する形をとっています。

○教育指導課長：

全員対象のものにつきましては、その後のレポート提出等はおこなっていませんが、職層によっては、報告書の形で提出を求めています。

今後、理解を深めるための手法があれば、探っていきたいと思っています。

○教育支援課長：

教育支援課の研修につきましては、アンケートをとって報告をいただいています。

○宮田委員：

ただ研修をおこなうだけではなく、改めて認識をし、理解を深める取り組みをおこなったほうがよいと思います。

○市長：

認知する感受性の問題が課題と挙げていますので、現場においては、より徹底していただければと思います。

○教育指導課長：

今回、重大事件を受け東京都により、先生方がいじめのシステムやルールを理解しているのかという調査を全校でおこなっている経緯もあるため、児童虐待に関わる認知がどう深まっているのかについては、また教育委員の方と相談しながら進めていきたいと思っております。

○市長：

人力的な体制整備は進めていますが、それ以上に相談件数が増加し、それに対する対応もふえているというのが実態で、現場としては大変な状況ではあると認識しています。今後、市としても可能な限り、対応を考えていきたいと思っています。

○森本委員：

やはり人員の関係はとても大切だと思います。今回、相談件数がふえているということは、それだけ必要としている子どもたちや家庭が多いという現状があると思います。

各学校にスクールソーシャルワーカーとスクールアドバイザーとカウンセラーなど、でき得る限りの体制を今後も整えていただきたいと思います。

○市長：

ほかに皆様から意見等ございますか。

(意見等なし)

次第3 その他

(事務局：会議資料と会議録の公表、今後の開催予定について)

○市長： 他にはよろしいですか。

(意見等なし)

○市長：

本市の教育に関する重点施策について、教育委員会の皆様と十分に意見交換を重ねることができ、情報共有とともに方向性を確認することができました。本市のまちづくりについては、平成26年からスタートした第2次総合計画に基づき、「みんなの輝きを次世代につなぐ」という気持ちを大切に、各施策を推進しているところです。

市民の皆様、一人ひとりが輝き、心豊かに暮らすことができるまちであることが望まれ、次世代を担う子どもたちへの支援は、本計画に位置付けている重要なテーマでございます。

引き続き、市長部局と教育委員会がそれぞれの役割の下、しっかりと連携しながら、取り組みを進めていきたいと思っております。

以上で、平成27年度第3回 西東京市総合教育会議を閉会します。

午前11時50分閉会